

エレコム自然の森づくり基金事業実施要領

(平成21年2月27日制定)

(目的)

第1 この要領は、未来に残せる地域の自然に適合した自然林を、多様な主体により造成し、森林づくりの実践を通じて地球温暖化などの環境保全活動に貢献するため、自然林造成のための森林整備のほか、現地における森林環境教育活動や市民・社員による森林づくり活動を通じた交流会の実施にあたって必要な事項を定める。

(前提)

第2 この事業を実施する前提として、事業実施主体は、公益社団法人三重県緑化推進協会、三重県、当該森林所在地の市町、森林所有者と「エレコム自然の森づくり協定」を締結しておかなければならない。

2 森林保全協定に関する事項については、別に定める。

(事業実施主体)

第3 事業実施主体は、次のとおりとする。

市町

森林組合

NPO法人

その他運営委員会が適当と認めた団体

(事業実施期間)

第4 事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(助成率と助成額)

第5 この事業の助成率は10分の10とし、1事業実施主体あたりの助成額は、下限を10万円、上限を2,000万円とする。

(事業採択条件)

第6 第7に定める事業を実施する条件として、事業実施地には、「エレコム自然の森」の看板を設置するほか、イベント開催にあたっては、「エレコム」若しくは「エレコム自然の森」を冠した名称を使用しなければならない。

2 事業実施主体は、エレコム株式会社の信用及び名誉を毀損、または毀損する恐れのある行為を行ってはならない。

(助成対象事業)

第7 助成対象事業は、三重県の気候風土に適合した、地域本来の自然林を造成するための森林整備事業、森林づくりに自主的に参画する方々への教育事業、森林づくり活動を通じた交流事業並びに自然林造成のための土地の確保とする次の各号の事業とする。

(1) 森林整備事業

地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、除間伐、作業道・歩道の開設・補修、獣害防止対策経費、その他森林造成に必要な施業に係る経費

(2) 教育・交流事業

従業員・市民による森林づくり活動に必要な経費のほか、現地での交流会や森林環境教育などに必要となる経費

(3) フィールド確保事業

上記(1)の事業を実施するうえで、市町が土地を取得する場合に必要な経費

(助成対象経費)

第8 助成対象経費は、次のとおりとする。

(1) 森林整備事業

人件費、資材購入費、請負工事費(作業道、歩道に限る)、委託費、需用費(消耗品費、修繕料、燃料費)、役務費(通信運搬費、保険料)、使用料及び賃借料(機械類、簡易トイレ等のレンタル経費)とする。

(2) 教育・交流事業

人件費、旅費(外部講師に限る)、資材購入費、報償費、委託料、需用費(消耗品費、修繕料、燃料費、食料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、使用料及び賃借料(会議室、機械器具、簡易トイレ、バス等の借料)とする。

(3) フィールド確保事業

土地購入費、役務費(手数料)、測量及び試験費とする。

(助成金交付申請書)

第9 事業実施主体は、エレコム自然の森づくり基金事業助成金交付申請書(第1号様式)

(以下「交付申請書」という。)及び次に定める書類等を作成し、当該森林の所在する市町長並びに農林水産商工環境事務所長(以下「事務所長」という。)と協議のうえ、3月15日までに公益社団法人三重県緑化推進協会会長(以下「協会長」という。)に提出するものとする。

(1) 事業計画内訳書(第2号様式)

(2) その他参考資料

(3) 市町長及び事務所長との協議書(第3号様式)

(助成金交付決定通知)

第10 交付申請書を受理した協会長は、内容を審査し、適当であると認めるときは助成金交付額を決定し、事業主体に通知(第4号様式)を行うとともに、その写しを当該森林の所在する市町長並びに事務所長に送付するものとする。

(事業計画の変更)

第11 事業実施主体は、事業費が交付決定額を超える場合や、30%をこえて減少するなど事業計画の内容を著しく変更したい場合は、すみやかに事業計画変更申請書(第5号様式)

(以下「変更計画書」という)及び次に定める書類等を添付し、協会長に提出するものとする。

(1) 事業計画内訳書(第2号様式)

(2) その他参考資料

2 協会長は、前項の変更計画書の内容を審査し、やむを得ないと認めるときは第4号様式により事業実施主体に通知し、その写しを当該森林の所在する市町長並びに事務所長に送付するものとする。

(事業遅延等の報告)

第12 事業実施主体は、事業が第4に定める期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときにおいては、ただちに第6号様式を協会長に提出し、その指示を受けるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第13 事業実施主体は、事業を実施することが出来なくなった場合、すみやかに事業中止・廃止承認申請書(第7号様式)(以下「中止・廃止申請書」という)を協会長に提出するものとする。

2 協会長は、前項の中止・廃止申請書の内容を審査し、やむを得ない旨を認めるときは承認を行い、第8号様式により事業実施主体に通知し、その写しを当該森林の所在する市町長並びに事務所長に送付するものとする。

(事業完了報告)

第14 事業実施主体は、事業を完了したとき(事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、すみやかに事業実績報告書(第9号様式)(以下「実績報告書」という。)に次に定める書類等を添付し、協会長に提出するものとする。

(1) 事業実績内訳書(第10号様式)

(2) その他参考資料

2 協会長は、前項の実績報告書を受けたときは、その写しを当該森林の所在する市町長並びに事務所長に送付するものとする。

(報告の徴収)

第15 協会長は、事業実施主体に対し、事業に係る状況報告等の必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(助成金の概算払い)

第16 事業実施主体は、助成金の概算払いを受けたいときは、概算払い請求書(第11号様式)を協会長に提出するものとする。

2 協会長は、前項による概算払い請求書を受理したときは、内容を審査し、速やかに概算払いを行うものとする。

(助成金の返還)

第17 事業実施主体は、助成対象事業以外に支出した助成金及び事業終了後における助成金の残金をすみやかに返還しなければならない。

(その他)

第18 この要領に定めのない事項については、三重自然の森づくり基金規則、並びに三重自然の森づくり基金運営委員会で定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。
- 2 平成21年6月30日一部改正
- 3 平成22年7月26日一部改正
- 4 平成23年4月 1日一部改正

(第1号様式)

令和 年 月 日

公益社団法人三重県緑化推進協会会長 様

申請者

印

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業助成金交付申請書

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業助成金 円の交付を受けたいので、エレコム自然の森づくり基金事業実施要領第9の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 事業実施箇所：

2 事業実施期間：

3 事業計画

| 実施内容 | 事業費 | 事業実施期間 | 備考 |
|-----------|-----|--------|----|
| 森林整備事業 | | | |
| 教育・交流事業 | | | |
| フィールド確保事業 | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

※1. 備考欄には、イベントの場合は、実施予定時期（「〇〇月実施予定」）を記入のこと。

(規格A4版)

(第2号様式)

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業計画(変更)内訳書

| 事業計画内訳 | | | | |
|---|----|----|----|----|
| 項目 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
| (1) 森林整備事業 ・〇〇 ・〇〇 小計 | | | | |
| (2) 教育・交流事業 ・〇〇 ・〇〇 小計 | | | | |
| (3) フィールド 確保事業 ・〇〇 ・〇〇 小計 | | | | |
| 計 | | | | |

注) 必要により、事業計画を説明する図面、写真、見積書等を添付すること。
計画変更申請を行う際は、上段を変更前、下段を変更後とし、2段書きとすること。

(規格A4版)

(第3号様式)

令和 年 月 日

公益社団法人三重県緑化推進協会会長 様

申請者 印

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業にかかる協議について

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業について、〇〇市町長及び〇〇農林水産事務所長と協議を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 協議実施日 令和 年 月 日
- 2 意見

(第4号様式)

令和 年 月 日

事業実施主体 様

公益社団法人三重県緑化推進協会
会長 川喜田 久

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業助成金の
(変更) 交付決定について

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業助成金については、下記のとおり交付を決定します。

記

- 1 助成金の交付となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました、令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業助成金交付申請書の記載のとおりとします。
- 2 基金事業費に要する経費及び助成金の額は次のとおりです。
ただし、基金事業の内容が変更された場合における基金事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。

| 区分 | 旧交付決定額 | 今回交付決定額 | 計 | 備考 |
|----------------|--------|---------|---|----|
| 基金事業に 要する経費 | 円 | 円 | 円 | |
| 助成金 | 円 | 円 | 円 | |

- 3 助成の条件は次のとおりです。
(別紙1のとおり)

(規格A4版)

(第5号様式)

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業計画変更申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

公益社団法人三重県緑化推進協会会長 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業に係る内容について、下記のとおり変更が生じたため、エレコム自然の森づくり基金事業実施要領第11の規定に基づき、計画の変更を申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 事業費の変更

(1) 変更前交付決定済額 円
(2) 変更後交付申請額 円

(規格A4版)

(第6号様式)

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業遅延等報告書

令和 年 月 日

公益社団法人三重県緑化推進協会会長 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業について、エレコム自然の森づくり基金事業実施要領第12の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延等の内容
- 4 遅延等の理由
- 5 遅延等に対する経費
- 6 事業の遂行及び完了の見込み

(規格A4版)

(第7号様式)

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

公益社団法人三重県緑化推進協会会長 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業について、エレコム自然の森づくり基金事業実施要領第13の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 (中止・廃止)理由

(規格A4版)

(第8号様式)

文 書 番 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

公益社団法人三重県緑化推進協会
会長 川喜田 久

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業の（中止・廃止）の承認について

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業（中止・廃止）承認申請について、下記のとおり承認します。

記

承認を行うエレコム自然の森づくり基金事業計画

| 実施内容 | 事業費 | 事業実施期間 | 備考 |
|-----------|-----|--------|----|
| 森林整備事業 | | | |
| 教育・交流事業 | | | |
| フィールド確保事業 | | | |
| | | | |
| | | | |

(規格A4版)

(第9号様式)

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業実績報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

公益社団法人三重県緑化推進協会会長 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業について、エレコム自然の森づくり基金事業実施要領第14の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、あわせて精算額、金 円の支払いを請求します。

記

エレコム自然の森づくり基金事業実績

| 実施内容 | 事業費 | 事業実施期間 | 備考 |
|-----------|-----|--------|----|
| 森林整備事業 | | | |
| 教育・交流事業 | | | |
| フィールド確保事業 | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) 教育・交流事業については、備考欄に開催日及び参加人数を記入するほか、参考資料として、開催当日の写真を添付のこと

(規格A4版)

(第10号様式)

令和 年度エレコム自然の森づくり基金事業実績内訳書

| 事業実績内訳 | | | | |
|---|----|----|----|----|
| 項目 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
| (1) 森林整備事業 ・〇〇 ・〇〇 小計 | | | | |
| (2) 教育・交流事業 ・〇〇 ・〇〇 小計 | | | | |
| (3) フィールド 確保事業 ・〇〇 ・〇〇 小計 | | | | |
| 計 | | | | |

事業実績を説明する図面、写真等を添付すること。

(規格A4版)

(第11号様式)

請 求 書

令和 年 月 日

公益社団法人三重県緑化推進協会
会長 川喜田 久 様

請求者 名称
氏名 印

下記のとおり助成金を請求します。

記

1. 請求金額 _____ 円也

2. 事業名

3. 振込口座

〔銀行名〕
〔支店名〕
〔口座の種別〕
〔口座番号〕
フリガナ
〔口座名義人〕

助成の条件

当交付決定に係る助成の条件は、エレコム自然の森づくり基金事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、下記によることにする。

記

1 事情変更による決定の取消し等

（社）三重県緑化推進協会会長（以下「会長」という。）は、この助成の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

この運営費等助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次のア又はイのいずれかに該当する場合、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

ア．助成事業の内容を変更しようとするとき（軽微なものを除く）。

イ．助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

助成事業者は、助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により会長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 遂行命令等

（1）会長は、助成事業者が提出する報告及び書類及び現地の実地調査等により、助成事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命じることができる。

（2）助成事業者が(1)の命令に違反したときは、会長は、助成事業者に対し、当該助成事業の一時停止を命ずるものとする。

5 実績報告

（1）助成事業者は、助成事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る日の翌年の4月30日のいずれか早いほうの日から30日以内に要領第9号様式による実績報告書を会長に提出しなければならない。2のイの規定により中止又は廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

（2）助成事業者は、助成事業の内、委託により執行したものについては、当概実績報告書の提出前に委託先を調査し委託額を確定しなければならない。この場合、委託額は実際に要した経費のみとする。なお、委託事業に要した人件費は、委託先が他事業等で受領して

いる金額など、妥当と認められる金額によらなければならない。

6 是正のための措置

会長は、4の(1)の規定による調査等の結果、助成事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、当該助成事業につき、これに適合させるための処置をとることを命じるものとする。

7 決定の取消し

(1) 会長は、助成事業が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア. 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

イ. 助成金を他の用途に使用したとき。

ウ. その他この交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

8 助成金の返還

(1) 会長は、1又は7の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(2) 会長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

9 関係書類及び帳簿の整理保管

助成事業者は、助成事業に係る収入、支出その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。